

平成30年度

奈良市財政健全化及び
公営企業経営健全化審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 3 4 号

令和元年8月9日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 松 下 幸 治

同 太 田 晃 司

平成30年度決算に基づく財政健全化及び公営企業経営健全化
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成
30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査し
た結果、次のとおり意見書を提出します。

平成30年度

奈良市財政健全化及び 公営企業経営健全化審査意見書

目 次

第 1	審 査 対 象	1
第 2	審 査 期 間	2
第 3	審 査 概 要	2
第 4	審 査 結 果	2
	1 健 全 化 判 断 比 率	2
	2 資 金 不 足 比 率	3
第 5	審 査 意 見	3

(注) 1 文中に用いるポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の
単純差引数値である。

2 皆無又は該当数値なしの場合は「－」で表示した。

第1 審査対象

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

		一般会計		
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計 市街地再開発事業特別会計 公共用地取得事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 針テラス事業特別会計		実質赤字比率 連結実質赤字比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計 駐車場事業特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計		実質公債費比率 将来負担比率
	公営企業会計	法適用公営企業	水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計	
一部事務組合・広域連合		山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 奈良県後期高齢者医療広域連合		
地方公社・第三セクター等		一般財団法人奈良市総合財団 公益財団法人奈良市生涯学習財団 株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社		

(注) 資金不足比率は会計ごとに算定

第2 審査期間

令和元年7月25日から同年8月9日まで

第3 審査概要

財政健全化及び公営企業経営健全化審査については、長から提出された健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

第4 審査結果

審査に付された、次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比 率 名	30 年度	29 年度	比較増減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	— (0.61)	— (0.60)	— (0.01)	11.25
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (11.65)	— (10.04)	— (1.61)	16.25
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)	11.9	12.7	△ 0.8	25.0
将 来 負 担 比 率	153.0	161.1	△ 8.1	350.0

(注)1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と記載しているのは、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

2 表中()内の数値は、実質黒字額及び連結実質黒字額を基に算定した実質黒字比率である。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計区分		30年度	29年度	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	
	病院事業会計	—	—	

(注) 資金不足比率を「—」と記載しているのは、資金不足額がないことを示す。

第5 審査意見

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じていない。実質公債費比率は前年度に比べ0.8ポイント、将来負担比率は8.1ポイント改善した。また、資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計のいずれにおいても生じていない。

各比率は、いずれも国の示す基準の範囲内ではあるが、中核市の中において最下位レベルの比率も多いことから、将来を十分に見据えた財政運営に努められたい。

各比率については、次のとおりである。

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の税金を主な収入源としている会計の実質収支額（赤字額）の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の深刻度を示している。

本年度の一般会計等における実質収支額は、一般会計が10億1,144万1千円の黒字、住宅新築資金等貸付金特別会計が5億4,735万9千円の赤字で、合計4億6,408万2千円の黒字となり、前年度に比べ1,005万8千円増加した。

一般会計等における実質収支額が黒字となったため、実質赤字比率は算定されない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(参考) (単位：千円)

$$\text{実質黒字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$0.61\% = \frac{464,082}{75,616,623} \times 100$$

実質赤字比率の対象となる一般会計等の実質収支額の内訳 (単位：千円)

区 分	30年度	29年度	比較増減
一 般 会 計	1,011,441	1,063,869	△ 52,428
住宅新築資金等貸付金特別会計	△ 547,359	△ 547,940	581
土地区画整理事業特別会計	—	—	—
市街地再開発事業特別会計	—	—	—
公共用地取得事業特別会計	—	—	—
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	—	—	—
針テラス事業特別会計	—	△ 61,905	61,905
合 計	464,082	454,024	10,058

(注) 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算において実質黒字が計上されているが、黒字額は翌年度に貸し付ける財源となるため、実質赤字比率算定上は実質黒字として算定されない。

標準財政規模 (単位：千円)

標準財政規模	30年度	29年度	比較増減
	75,616,623	75,318,185	298,438

(注) 標準財政規模とは、歳入のうち、地方交付税算定上の市税、地方交付税等の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額（地方交付税の振替として起債できる臨時財政対策債の発行限度額）を加算した額である。

標準財政規模は756億1,662万3千円で、前年度に比べ2億9,843万8千円増加した。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額を合算した全体の赤字額の標準財政規模に対する比率であり、市全体としての運営の深刻度を示している。

本年度の全会計における実質収支の合計額は、88億1,355万8千円の黒字となり、前年度に比べ12億4,422万1千円増加した。

上記合計額が黒字となったため、連結実質赤字比率は算定されない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(参考)

$$\text{連結実質黒字比率} = \frac{\text{連結実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

11.65% = $\frac{8,813,558}{75,616,623} \times 100$ (単位：千円)

連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額の内訳 (単位：千円)

区分	30年度	29年度	比較増減
一般会計等	464,082	454,024	10,058
国民健康保険特別会計	56,836	562,658	△ 505,822
駐車場事業特別会計	—	—	—
介護保険特別会計	733,757	233,934	499,823
後期高齢者医療特別会計	28,301	61,906	△ 33,605
水道事業会計	5,990,495	5,010,715	979,780
下水道事業会計	1,205,209	918,544	286,665
病院事業会計	334,878	327,556	7,322
合計	8,813,558	7,569,337	1,244,221

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が一年間に支払った借入金の返済額及び準元利償還金として一般会計が繰り入れた額の合計額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）である。この比率が高まるほど、財政における弾力性の低下を示している。

本年度の実質公債費比率（3か年平均）は11.9%となり、前年度に比べ0.8ポイント改善した。

なお、早期健全化基準25.0%を下回っている。

単年度指数は11.2%となり、前年度に比べ0.7ポイント改善した。

これは主に、特定財源が38億6,451万2千円で、前年度に比べ5億2,201万2千円増加したことによるものである。

（単位：千円）

	地方債の元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
実質公債費比率	(18,565,578	+ 2,074,765)	- (3,864,512	+ 9,381,176)	
11.2% =					× 100
(3か年平均 11.9%)	75,616,623		- 9,381,176		
	標準財政規模			元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
参考（単年度指数）					
㊸ 11.9%					㊸ 12.9%

(注) 1 準元利償還金とは、公営企業会計等が発行した地方債の償還に対する一般会計からの繰入金である。

2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

4 将来負担比率

将来負担比率は、借金額（一般会計等が将来負担することが見込まれる額）の標準財政規模に対する比率であり、市が背負っている借金の重さを示している。

本年度の将来負担比率は153.0%となり、前年度に比べ8.1ポイント改善した。これは主に、一般会計等の地方債現在高が前年度に比べ36億154万7千円減少したことにより、将来負担額が2,525億278万6千円となり、前年度に比べ50億8,419万7千円減少したことによるものである。

なお、早期健全化基準350.0%を下回っている。

（単位：千円）

$$\begin{array}{r}
 \text{将来負担比率} \\
 153.0\% = \frac{\text{将来負担額} \quad 252,502,786 - (\text{充当可能基金} \quad 4,789,787 + \text{特定財源見込額} \quad 27,515,791 + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \quad 118,836,004)}{\text{標準財政規模} \quad 75,616,623 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \quad 9,381,176} \times 100
 \end{array}$$

(注) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額である。

将来負担額の内訳

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	比較増減
一般会計等の地方債現在高	202,488,855	206,090,402	△ 3,601,547
債務負担行為に基づく支出予定額 (建物の建設費等への支払に該当するもののみ)	17,240	25,922	△ 8,682
公営企業会計等有する地方債の償還に充てるため 一般会計が負担する見込額	31,342,043	31,825,033	△ 482,990
職員に対する退職手当支給予定額のうち 一般会計の負担見込額	18,654,648	19,645,626	△ 990,978
合 計	252,502,786	257,586,983	△ 5,084,197

充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

区 分	30 年度	29 年度	比較増減
充 当 可 能 基 金	4,789,787	5,271,233	△ 481,446
特 定 財 源 見 込 額	27,515,791	27,781,929	△ 266,138
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	118,836,004	118,293,927	542,077
合 計	151,141,582	151,347,089	△ 205,507

5 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとに算定した資金不足額の、事業規模に対する比率であり、営業収益に相当する収入を事業規模としていることから、この比率が高いほど事業収入で資金不足を解消することが困難であることを示している。

本年度の水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計において資金不足額がないことから、いずれも資金不足比率は算定されない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(注) 1 資金の不足額 = (流動負債 + 特定の地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

2 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額